

横手の「んめもの」ポータルサイトへのECサイト情報掲載要領

(目的)

第1条 本要領は、横手市が運営する「横手の「んめもの」ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という。)への情報の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 横手産品とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 食品及び工芸品であって、次のいずれかに該当していること。

ア 横手市内で生産されたものであること。

イ 食品表示法上の、生産者・製造者・販売者のいずれかが横手市内に住所を有していること。

ウ 商品に係る名前に横手の(に由来した)地名等が含まれていること。

エ 主たる原材料が、横手産であること。

② 農林水産物であって、横手市内で生産、収穫されたものであること。

③ 上記に掲げる以外の商品であって、商品を通して横手市を想起させるもの又は横手市のイメージアップや知名度向上に相当程度寄与するものと横手市が認めるもの。

(2) ECサイトとは、インターネットを通じて商品を販売するサイトをいう。

(3) ECサイト情報とは、ECサイトに関する情報(ポータルサイトからリンクしているECサイト内の内容等も含む。)をいう。

(ECサイト情報の掲載基準)

第3条 ポータルサイトにECサイト情報を掲載できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 横手市内に本社又は営業所等を有する者であること

(2) ECサイトを通じて横手産品を販売する者であること

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者はポータルサイトにECサイト情報を掲載することはできない。

(1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うとき

(2) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の事業者のとき

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団それらの関連事業者又はその利益となる活動を行うとき

(4) 横手市をはじめとした行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないとき

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業のとき

(6) 貸金業法に規定する貸金業であるとき

3 第1項に該当する者が運営するECサイトのうち、次の各号のいずれかに該当するものは掲載することができない。

(1) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき

(3) 政治性のあるとき

(4) 宗教性のあるとき

- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるとき
- (6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないとき
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないとき
- (8) その他ECサイトとして不相当であると横手市が認めるとき

(ECサイト情報の内容)

第4条 ポータルサイトに掲載できるECサイト情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) ECサイトの基本情報(名称、URL、取扱商品、商品代金の決済方法など)
- (2) ECサイトのバナー
- (3) 商品に関する情報で横手市が認めるもの
- (4) その他横手市が認めるもの

(ECサイト情報を掲載する位置等)

第5条 ECサイト情報を掲載する位置、大きさ及び順序は横手市が定めるものとする。

(ECサイト情報の掲載申込み)

第6条 ポータルサイトへECサイト情報の掲載を希望する事業者(以下「掲載希望者」とする。)は、ポータルサイト掲載申込書(第1号様式)により、横手市が指定する期間内に申し込むものとする。

(ECサイト情報の掲載の決定)

第7条 横手市は、ECサイト情報の掲載の申込みがあったときは、第3条の掲載基準に基づき申込み内容を審査し、掲載希望者に掲載の可否を決定する。

2 横手市は、前項の結果(掲載可の場合にはその掲載条件等も含む)を掲載希望者に通知するものとする。

(原稿の提出)

第8条 前条第2項の掲載可の通知を受けた掲載希望者は、ECサイト情報の原稿を横手市が指定する期日までに提出するものとする。

2 ECサイト情報の原稿は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載内容の変更)

第9条 掲載事業者は、ポータルサイトに掲載されたECサイト情報の内容を変更することができるものとする。

2 掲載事業者は、第1項の規定によりECサイト情報の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ横手市と協議するものとする。

3 掲載事業者は、変更後のECサイト情報の原稿を、変更を希望する日の10日前までに、横手市に提出するものとする。

(掲載の取り消し)

第10条 横手市は、掲載されたECサイトの内容が、第3条の規定に反すると判断したときは、掲載事業者に対し相当な期間を定めてECサイトの内容修正を求めることができる。

2 前項の規定によりECサイトの内容修正を求め、相当な期間を経過後、ECサイトの修正がされなかった場合、横手市はECサイト情報の掲載を取り消すことができる。

3 前項の規定により、ECサイト情報の掲載を取り消した場合、横手市は、掲載事業者に対して取消理由を付した書面により通知するものとする。

(掲載の取り下げ)

第 11 条 掲載事業者は、EC サイト情報の掲載を取り下げることができる。

2 掲載事業者は、前項の規定により EC サイト情報の掲載を取り下げるときは、横手市に書面により申し出なければならない。

(掲載事業者の責務)

第 12 条 掲載事業者は、EC サイト情報の内容その他掲載された EC サイト情報に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

2 掲載事業者は、EC サイト情報の掲載により第三者に損害を与えた場合は、掲載事業者の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 13 条 この要領によるほか、必要な事項は別途定める。

(付則)

この要領は令和 2 年 1 月 1 0 日から実施する。